

川崎臨海部投資促進制度の見直し等(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎市では、臨海部に長年立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図る事業及び土地利用の整序化等を図る事業を後押しするため、「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」及び「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」に係る制度を令和3年4月に策定しました。また、川崎臨海部の持続的発展に寄与する新産業の創出を促進し、新たな戦略拠点の形成を図るため、「川崎臨海部研究開発機能強化補助金」に係る制度を令和5年4月に策定し、運用しています。

この度、川崎臨海部を取り巻く経済状況・社会情勢等の変化などを踏まえ、これらの制度について見直し等(案)のとりまとめを行い、市民の皆様をはじめ幅広く意見を募集いたしました。

その結果、37件の意見をいただきましたので、意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎臨海部投資促進制度の見直し等(案)に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7年11月27日(木)～令和7年12月26日(金)
意見の提出方法	意見提出フォーム、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・ 市政だより(令和7年12月号掲載) ・ 市ホームページ・ 資料の閲覧(各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び市民館、各図書館、かわさき情報プラザ、臨海部国際戦略本部事業推進部)・ 臨海部に立地する施設(キングスカイフロントマネジメントセンター、川崎マリエン)への資料掲出・ 川崎臨海部立地企業が加盟する各種協議会等(川崎臨海部活性化推進協議会、川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会ほか)への周知・ 臨海部国際戦略本部SNS(X)での情報発信
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・ 市ホームページ・ 資料の閲覧(各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び市民館、各図書館、かわさき情報プラザ、臨海部国際戦略本部事業推進部)

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	13通（37件）
意見提出フォーム	13通（37件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

（1）意見の対応区分

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく中で、参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見について、案の内容を踏まえて説明するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	件数	対応区分				
		A	B	C	D	E
①「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」に係る制度に関する事	25	0	10	2	13	0
②「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」に係る制度に関する事	0	0	0	0	0	0
③「川崎臨海部研究開発機能強化補助金」に係る制度に関する事	12	0	5	1	6	0
合計	37	0	15	3	19	0

(2) 主な意見と本市の対応

今回のパブリックコメント手続きでは、制度に期待する意見のほか、周知に関する要望などが寄せられました。寄せられた意見は、案に沿ったものや、本市が取組を進めていく上で参考とさせていただくものであったことから、制度の見直しについては、当初お示した内容に沿って手続きを進めていくとともに、今後の本制度の運用において参考とさせていただきます。

5 具体的な意見と市の考え方

(1) 「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」に係る制度に関すること（25件）

No.	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	現行制度の継続要件に加え、「新規立地企業や30年未満立地企業による設備投資等」および「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等」を新たに対象とする方向性に賛同する。（同趣旨他5件）	川崎臨海部に立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図るとともに、カーボンニュートラルコンビナートの実現、大規模な土地利用転換の早期実現など、経済状況・社会情勢等の変化に対応するため、本制度により企業の投資意欲を喚起することで、臨海部全体の産業競争力の強化を図ってまいります。	B
2	「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の推進に資する設備投資が新たに対象となることで、水素の活用を検討している企業にとって、投資判断を強く後押しする制度となると期待している。	また、既存施設・設備の積極的な更新等を促すとともに、土地利用転換を始めとする低未利用施設・設備の早期解消を図るため、操業年数を問わず、広く設備投資を後押ししてまいります。 『川崎カーボンニュートラルコンビナート構想』の推進に資する設備投資等については、現時点において経済合理性が低く、市場も未成熟であることから、2050年に向けて、川崎臨海部におけるGXの早期実現に向け、支援を強化してまいります。	
3	製造業の施設・設備は30年未満でも陳腐化しているのが現状であることから、対象事業が操業年数を問わないとすることについて、大変評価する。		
4	市外企業も対象とされるのであれば、市外企業への積極的な制度周知についても検討していただきたい。	本制度については、幅広く企業に活用していただくため、立地企業への周知を行うほか、市内外の企業に向けて、市ウェブページ等を活用した広報にも取り組んでまいります。	C
5	タイミングを逸することなく本制度が後押しとなるためには、市の広報だけでなく多様な周知方法（金融機関、事業者団体等）の活用が効果的と考える。	また、いただいた御意見も踏まえ、企業や団体により構成される協議会等の協力もいただきながら積極的な周知を図ってまいります。	

6	<p>より川崎臨海部への投資を促す観点から、現行の補助も含め補助率を上げることや、他の補助制度との重複した場合も対象とすること、また規制緩和なども合わせて検討していただき、川崎臨海部競争力の強化が総合的に図られるよう要望する。</p>	<p>制度設計にあたっては、財政支出と税収効果のバランスが確保されることを前提とし、現行制度の検証も踏まえて、補助率等を設定いたします。</p> <p>しかしながら、建設費や物価高騰の状況の中で、企業の投資意欲を喚起するためには、企業が魅力に感じる制度設計が必要であると認識しておりますので、いただいた御意見は今後、制度のあり方を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	
7	<p>建設費や物価高騰が続いている中で、補助金の上限額を5年前と同額とした場合は、実質的に制度が後退していることにならないか。物価上昇率(特に建設費上昇率)に合わせて、補助金の上限額及び補助率を上げるべきであると考えます。</p>	<p>なお、本制度以外による川崎市の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当した場合は、当該補助金等の額を控除した額が補助対象経費となりますが、国・神奈川県補助金等との併用は可能としております。</p>	D
8	<p>今回の制度の見直しは、企業誘致の強力なツールの一つと評価しているが、補助金だけではなく、税免除や規制緩和、企業が操業しやすいインフラ整備等も含め企業誘致をより促進する観点からの総合的な検討も合わせてしていただきたい。</p>	<p>また、本制度のほか、臨海部ビジョンに位置づけられたリーディングプロジェクトを総合的に推進するとともに、企業が操業しやすい環境の整備に向けた取組を推進することにより、川崎臨海部の産業競争力の強化を図ってまいります。</p>	
9	<p>既存のLNG発電設備の水素燃料化改造工事も対象としてほしい。</p>	<p>新たに追加する要件として、『川崎カーボンニュートラルコンビナート構想』の推進に資する設備投資等も補助の対象としております。このうち、「水素、アンモニア、バイオマス燃料とすることができる発電設備、水素を燃料とすることができるボイラー及び燃焼機器の新設、増設又は更新」については、既存の設備を改造・改良し、将来的に水素を燃料として発電等を行うことができる設備、機器に更新する場合も対象としております。</p>	B

10	<p>既存立地企業が設備投資をするきっかけは老朽化が一番であることから、投下固定資産額という取得に要した費用だけでなく、老朽設備の撤去や付随するユーティリティ整備、インフラ整備等にかかる費用についても補助を拡大していただきたい。(同趣旨他2件)</p>	<p>本制度は、企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図るほか、カーボンニュートラルコンビナートの実現など、経済状況・社会情勢等の変化に対応するため、補助金を交付することで川崎臨海部の産業競争力の強化を図ることを目的としております。そのため、生産能力や機能、製品等の高度化・高付加価値化に直結しない設備投資等は引き続き補助の対象外としております。</p> <p>なお、高度化・高付加価値化に資する設備投資等と一体不可分なものであり、投資計画の一端を担う場合には、補助の対象とするものとしております。</p>	D
11	<p>老朽化した事務所等など、直接生産施設の更新や新設には繋がらないものの、業務効率化・コスト削減に資する場合も、補助の対象としていただきたい。</p>	<p>本制度は、企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図るとともに、経済状況・社会情勢等の変化に対応することにより、川崎臨海部の産業競争力を強化することを目的としております。そのため、事務所、研究所又は工場を新設し、増設し、又は更新する行為や、生産能力の増強、合理化、カーボンニュートラル化に向けた転換又は製品の研究、開発等事業所を高機能化することを目的に、機械及び装置を新設し又は増設し若しくは更新する行為を補助対象としており、それらに直結しない設備投資等は引き続き補助の対象外としております。</p> <p>なお、生産施設や研究施設に必要な事務所機能は補助の対象としております。また、会議室や休憩室、食堂などにつきましては、事務所、研究所又は工場の主たる機能を補完するとともに、主たる機能の床面積等を超えない場合に限り、補助の対象といたします。</p>	D
12	<p>人手不足の状況下においては、従業員のための充実した福利厚生施設(食堂、レクリエーション施設など)も企業にとって重要な設備投資案件となっている。今回の見直しでは、こういった福利厚生施設の整備費用も対象としてほしい。</p>	<p>本制度は、企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図るとともに、経済状況・社会情勢等の変化に対応することにより、川崎臨海部の産業競争力を強化することを目的としております。そのため、事務所、研究所又は工場を新設し、増設し、又は更新する行為や、生産能力の増強、合理化、カーボンニュートラル化に向けた転換又は製品の研究、開発等事業所を高機能化することを目的に、機械及び装置を新設し又は増設し若しくは更新する行為を補助対象としており、それらに直結しない設備投資等は引き続き補助の対象外としております。</p> <p>なお、生産施設や研究施設に必要な事務所機能は補助の対象としております。また、会議室や休憩室、食堂などにつきましては、事務所、研究所又は工場の主たる機能を補完するとともに、主たる機能の床面積等を超えない場合に限り、補助の対象といたします。</p>	D

13	<p>リサイクル施設については、廃棄物処理施設設置許可の対象でありながら製造業としての側面を持つ事業所が、川崎臨海部には多く立地している。このような施設についても補助対象となるよう制度の詳細設計で検討していただきたい。</p>	<p>本制度は、事業者が行う設備投資等で、その事業者の事業内容が日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に該当することを対象事業の要件としております。</p> <p>廃棄物を原料として、新たに製品を製造する場合は当該産業分類における製造業に該当する場合がございますので、申請内容の事業内容等について確認の上、適切に運用してまいります。</p>	D
14	<p>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）の適用を受ける場合等も補助対象となることを要望する。（同趣旨他1件）</p>	<p>また、本制度の見直しにより、『川崎カーボンニュートラルコンビナート構想』の推進に資する設備投資等」を新たな対象事業といたしました。これにより、廃プラスチックの高度選別に係る施設・設備やケミカルリサイクル（油化・ガス化）設備、二酸化炭素の回収・貯蔵・再利用化に係る設備等の新設、増設又は更新する行為を補助の対象としております。</p>	
15	<p>プラスチックリサイクルの高度化につながる設備投資については既存施設の改造工事についても補助対象となるよう制度設計を検討していただくよう要望する。この場合、投下資本額に関わらずCO₂削減効果または資源循環量の増加に資する案件であれば補助対象とすることをご検討いただきたい。</p>	<p>本制度における設備投資等につきましては、工場等の新設、増設だけでなく、更新する行為（劣化した施設の性能又は機能を、原状＜初期水準＞を超えて改善すること）も対象としております。</p> <p>本制度は事業所の高度化・高機能化を図ることを目的としており、その実現のためには一定規模以上の設備投資が必要なことから、投下固定資産額を20億円以上としております。</p> <p>なお、本制度の見直しにより、新たな対象事業とした『川崎カーボンニュートラルコンビナート構想』の推進に資する設備投資等」につきましては、川崎臨海部のGXの早期実現を図るために、支援を強化することとして、投下固定資産額を3億円以上としております。</p>	D
16	<p>「水素を燃料とすることができる」の解釈として、水素Ready設備（水素混焼設備等）の新設、増設及び更新を対象事業とすることが川崎カーボンニュートラル構想の実現に大きく貢献すると考える。</p>	<p>「水素を燃料とすることができるボイラー及び燃焼機器」については、水素混焼を行うことができる設備の新設、増設及び更新も補助の対象としております。</p>	B

17	<p>「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等」の対象について、生産設備にはあたらないが、プラスチック置場となる効率的倉庫の設置に関しても補助金の対象としていただきたい。</p>	<p>本制度の見直しにより、新たな対象事業とした『川崎カーボンニュートラルコンビナート構想』の推進に資する設備投資等」におきましては、「廃プラスチックの高度選別に係る施設・設備、ケミカルリサイクル（油化・ガス化）設備の新設、増設及び更新」を補助の対象の一つとしております。</p> <p>なお、倉庫につきましては、事務所、研究所又は工場の主たる機能を補完するとともに、主たる機能の床面積等を超えない場合に限り、補助の対象といたします。</p>	D
----	--	---	---

(2) 「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」に係る制度に関すること (0件)

(3) 「川崎臨海部研究開発機能強化補助金」に係る制度に関すること (12件)

No.	意見 (要旨)	市の考え方	対応区分
1	賃貸R&D施設へのテナント事業者に対する支援策について、大いに期待している。	<p>本制度は、川崎臨海部の持続的な発展に寄与する新産業の創出を促進し、本市のみならず我が国の経済や社会の発展をけん引する新たな戦略拠点の形成することを目的としており、自社活用型施設と賃貸R&D型施設の新設、さらには賃貸R&D型施設へ入居するテナント事業者まで、新産業創出における多様な主体による拠点形成を支援することとしております。</p> <p>テナント事業者に対する支援については、補助金額を「法人市民税 (法人税割) 相当額」又は「固定資産税 (償却資産) 相当額」のどちらかを選択できることとしておりますので、より幅広い企業を対象とすることにより、多様な主体が集積した研究開発拠点の形成を図ってまいります。</p>	B
2	「法人市民税 (法人税割) 相当額」または「固定資産税 (償却資産) 相当額」のどちらかを選択できる制度設計とすることで、多様な企業が集積した研究開発拠点の形成につながることを期待している。(同趣旨他2件)		
3	支援の拡大によって、スタートアップ企業の集積がより期待できるだけでなく、臨海部立地企業との連携により、付加価値を生み出すことにもつながることから、大いに評価する。		
4	イノベート川崎ネクストにおいては、南渡田のまちびらきがこれからであり、テナント付けに時間を要することも想定されるため、是非とも期間を延長していただきたい。	<p>テナント事業者向けの支援については、令和9年度の南渡田地区のまちびらきに向けて、テナント事業者の入居を強く後押しするため、制度運用期間を令和8年度～令和9年度の2年間と設定しています。</p> <p>令和10年度以降の制度のあり方については、既に運用を開始している自社活用型施設及び賃貸R&D型施設の新設に対する支援と合わせて検討を行う予定としております。</p>	D

5	<p>法人市民税（法人税割）相当額または固定資産税（償却資産）相当額が、補助金額とする税目に加えられたが、補助対象者は、施設入居者と思われ、賃料についての補助はないのか、この案を見る限りでは、わかりにくい。補助制度について、もう少しわかりやすくして整理していただくよう要望する。</p>	<p>テナント事業者向けの支援については、賃料を補助するのではなく、「法人市民税（法人税割）相当額」又は「固定資産税（償却資産）相当額」のどちらかを補助することとしております。これにより、収益を上げることに前向きな企業や積極的な設備投資を行う企業の入居を促進することを目指しております。</p> <p>資料内容につきましては、いただいた御意見を踏まえ、テナント事業者に積極的に利用いただけるよう、分かりやすく制度周知を図ってまいります。</p>	C
6	<p>テナント事業者向けの支援は、家賃を補助した方が、企業誘致にはより効果的でないか。</p>	<p>本制度は、研究開発拠点の形成に資する研究所等の新設に係る経費に対し、補助金を交付することにより、川崎臨海部の持続的な発展に寄与する新産業の創出を促進し、本市のみならず我が国の経済や社会の発展をけん引する新たな戦略拠点を形成することを目的としたものです。</p> <p>テナント事業者向けの支援については、賃料を対象に補助するのではなく、研究開発機能の集積を図るために、「法人市民税（法人税割）相当額」又は「固定資産税（償却資産）相当額」のどちらかを補助することとしております。これにより、収益を上げることに前向きな企業や、新産業創出に寄与する設備投資に積極的な企業の入居を促進することを目指しております。</p>	D

7	対象地域を、扇島など臨海部の土地利用転換エリアにも広げてほしい。(同趣旨他1件)	<p>本制度の対象地域は、川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域としており、具体的には「研究開発拠点の形成を目的に、本市が土地利用計画等を策定し、計画的に土地利用を進める地域」又は「本市と事業者等が土地利用に関する協定等を締結し、これらに基づき土地利用を進める地域」として、キングスカイフロント地区及び南渡田地区を対象地域としております。</p> <p>引き続き、川崎臨海部の持続的な発展に寄与するとともに、本市のみならず我が国の経済や社会の発展に寄与する新産業拠点の形成を目指し、戦略的な土地利用を推進してまいります。</p>	D
8	臨海部における他企業でも活用できる仕組みとなることを期待する。		
9	補助対象がキングスカイフロント及び南渡田地区に限定されているが、対象を臨海部全体に広げることを是非検討いただきたい。		